

東京都婦人既製洋服製造業 最低工賃が改正されました

都内の家内労働者とその委託者のみなさんへ

東京労働局労働基準部賃金課

令和6年8月31日から、東京都内において婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者に適用される最低工賃が、裏面のとおり、改正（発効）されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから婦人既製洋服の半製品等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品の製造又は加工等に従事することをいいます。

加工等を行い、委託料（工賃）を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工をお願いする人を「委託者」といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が「家内労働法」です。

家内労働法により、委託者には、次のようなことが義務付けられています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。また、委託者は、委託時に工賃単価等を、物品受領時に受領した数量等を、工賃支払時に工賃額等を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数等を記入）を4月30日までに所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。